鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の運用内規

1　選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。

2　鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則（以下「規則」という。）第５条第３項に規定する定期試験を行わないことがある科目は、次の表のとおりとする。

学　年	機械･電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	建設工学専攻
第１学年	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究Ⅰ 特別実習 機械･電子システム工学特別講義Ⅰ 特別セミナー 技術者の社会的責任	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究Ⅰ 特別実習 電気情報システム工学特別講義Ⅰ 特別セミナー 技術者の社会的責任	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究Ⅰ 特別実習 建設工学特別演習Ⅰ 建設工学特別講義Ⅰ 特別セミナー 技術者の社会的責任
第２学年	特別研究Ⅱ 機械･電子システム工学特別講義Ⅱ	特別研究Ⅱ 電気情報システム工学特別講義Ⅱ	特別研究Ⅱ 都市計画演習 建設工学特別演習Ⅱ 建設工学特別講義Ⅱ

3　規則第５条第４項に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに、別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。

4　追試験の点数は得点の 10 割とする。追試験を受けることが許可されなかった者の当該試験の点数は０点とする。

5　追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、当該学期内の範囲において追試験を受けることができる。

6　規則第６条第４項に規定する 100 点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

学　年	機械･電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	建設工学専攻
第１学年	特別実習	特別実習	特別実習

7　校長の承認を得た次の各号のいずれかによる欠課は、公欠とする。

（１）鹿児島工業高等専門学校学則第 24 条の規定による欠課

（２）授業中の負傷による治療のための欠課

（３）交通機関の事故による欠課

（４）教育課程、就職等に関する試験を受験するための欠課

（５）文化活動、体育活動として学校又は公共団体を代表して参加するための欠課

（６）学会及び共同研究等の研究活動に参加するための欠課

①学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表をする学会に参加するための欠課

②共同研究等に参加するための欠課

（７）専攻科委員会の審議を経て専攻科長が公欠と認めたもの

８　前項による欠課は、別紙様式の公欠（欠課）届を学生課教務係へ提出しなければならない。

９　規則第６条第１項に規定する出席時数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席とみなさない。

10　規則第６条第１項に規定する出席時数が所定の授業時数の３分の２以上の科目の定義は、次のとおりとする。

（１）当該科目の実際の授業時数が規則第２条で定められた１単位当たりの時間数（以下「１単位当たり時間数」という。）より少ない場合には、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が１単位当たり時間数の３分の１を超えない科目

（２）当該科目の実際の授業時数が、１単位当たり時間数より多い場合には、欠課時数が実際の授業時数の３分の１を超えない科目

11　規則第６条第２項に規定する成績の評価においては、次の各号のいずれかに該当する専攻科入学前の教育活動を、専攻科委員会の審議を経て評価対象とすることができる。

（１）国立高等専門学校機構が実施する海外インターンシッププログラム

（２）その他、前号と同等の教育活動と認められるもの

12　再試験は前の学期における評語Ｄの科目について行う。

13　規則第７条に規定する再試験を受けようとする者は、前年度後学期の授業科目については、当該年度前学期の定められた期間、当該年度前学期の授業科目については、当該年度後学期の定められた期間に別紙様式の再試験願を提出し、科目担当教員の指示を受けるものとする。

14　同一科目の再試験願の提出は１回限りとし、再試験の結果が評語Ｄの場合には、再履修できるものとする。

15　再試験は、再試験願を提出した学期内に少なくとも１回は行うものとする。

16　再試験の合否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知し、単位修得の認定は年度末成績会議又は修了判定会議において行う。

17　追評価試験は、追評価することが適当と科目担当教員が認める者を対象に、行うことができる。

18　追評価試験対象者は科目担当教員の指示を受けるものとする。

19　追評価試験は原則として定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。

20　追評価試験は原則として 100 点法で評価し、60 点以上の場合は 60 点として単位を認定する。

21　追評価試験は各学期末の成績報告期限までに行い、合否の結果を科目担当教員から学生課教務係へ通知し、単位修得の認定は年度末成績会議又は修了判定会議において行う。

附 則

この内規は、平成 15 年６月３日から施行し、平成 15 年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 17 年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年５月 22 日から施行し、平成 21 年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 22 年２月 19 日から施行し、平成 21 年 12 月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 24 年５月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年４月 18 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 27 年２月 20 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 27 年３月 13 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附 則

１　この内規は、平成 27 年４月１日から施行する。

２　平成 27 年４月１日において現に在学する者は、改正後の２項及び６項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 27 年９月 29 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、平成 31 年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和７年 10 月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

別紙様式

追試験願

提出先 教務係

校長	教務主事 専攻科長	学生課長	教務係長	教務係

担任印又は 専攻長印

令和　　年　　月　　日

鹿児島工業高等専門学校長　殿

学科・専攻名　　工学科・専攻
学　年　　年
氏　名

下記事由により追試験を受けたいので申請します。

1.追試験を受ける事由

2.追試験受験科目

日　付	科目名	担当教員名	追試験日
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			
月　日　限			

提出期限 定期試験終了日の翌日
手続手順 ①必要事項を記入する。
②診断書の写等を準備する。
③担任印又は専攻長印をもらう。
④教務係へ提出する。
注意事項 ①やむを得ない事情で担当教員と追試験日の調整ができない場合は、教務主事、学科長又は専攻科長の指示を受けること。

別紙様式

※再試験願の手続きについて

手続手順　①A票･B票に必要事項を記入する。
②科目担当教員印をもらう。
③A票は教務係へ、B票は科目担当教員へ提出する。

注意事項　①科目担当教員は出張等で不在のことがあるので、早く手続きを行うこと。
②やむを得ない事情で科目担当教員の印がもらえない場合は、教務主事又は専攻科長の指示を受けること。

※ 受付期間内に提出すること。その期間以外は受け付けることができません。
受付期間に関しては、行事予定表にて各自確認のこと

教科担当教員印	専攻長印	教務係受付印

[A票]専攻科再試験願

令和　　年　　月　　日

鹿児島工業高等専門学校長　殿

専攻名（　　）工学専攻
学　年　　年
氏　名　（　　）

下記科目の再試験を受けたいのでお願いします。

再試受験科目	受験時の学年	単位数	担当教員名

き り と り 線

[B票]専攻科再試験願

鹿児島工業高等専門学校長　殿

専攻名（　　）工学専攻
学　年　　年
氏　名　（　　）

下記科目の再試験を受けたいのでお願いします。

再試受験科目	受験時の学年	単位数	担当教員名